

令和 2 年第 4 回小城市議会定例会提案理由
(令和 2 年 11 月 30 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 2 年第 4 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたい分から提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 84 号 小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、市議会の議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給割合の改正を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 85 号 小城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の改正などにより、期末手当の支給割合及び標準的な職務の改正を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上、先議分の議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜ります

ようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 86 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、主に地方税法等の一部が改正されることにより、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準に係る軽減判定所得の算定方法を見直すことや、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例について所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 87 号 小城市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法の改正に伴い、延滞金を算出する際に用いる割合の名称の変更など所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 88 号 小城市立学校設置条例及び小城市学校給食センター条例の一部を改正する条例でございますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 12 条の規定に基づく幼保連携型認定こども園三日月幼稚園の設置に伴い、

小城市立学校設置条例及び小城市学校給食センター条例から「小城市立三日月幼稚園」を削るものでございます。

次に、議案第 89 号 小城市立保育所設置条例の一部を改正する条例でございますが、小城市立三里保育園の民営化に伴い、「小城市立三里保育園」を削るものでございます。

次に、議案第 90 号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業者等による当該保育の提供の終了に際し、連携施設等の確保の適用除外など所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 91 号 小城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法の改正に伴い、延滞金を算出する際に用いる割合の名称の変更など所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 92 号 小城市小城駅前広場条例の一部を改正する条例でございますが、小城市産業展示館の

活用による小城市牛津駅前広場の設置など所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 93 号 小城市小城体育センター等の指定管理者の指定についてでございますが、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間、一般財団法人小城市体育協会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

対象施設につきましては、小城市小城体育センター、小城市三日月体育館、小城市牛津体育センター、小城市芦刈文化体育館、小城市牛津武道館、小城市三日月グラウンド、小城市牛津運動公園及び小城市芦刈運動公園の 8 施設でございます。

次に、議案第 94 号 小城市生きがいデイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございますが、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間、社会福祉法人慈恵会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 95 号 財産の取得についてでございますが、令和 2 年度小城市 GIGA スクール構想に基づく情報機器の物品の購入で、地方自治法第 96 条第 1 項第 8

号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております物品は、学習者及び教師用端末一式でございます。

購入の方法は、条件付一般競争入札による購入で、購入の金額は、1億6,148万円、購入の相手方は、株式会社 学映システム 代表取締役 ^{おかむら}岡村 ^{まさおみ}祐臣でございます。

続きまして、予算関係議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案96号 令和2年度小城市一般会計補正予算（第8号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ8億7,589万9千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ272億5,515万9千円とするものでございます。

第2表 繰越明許費は、「（仮称）小城フットボールセンター整備事業」から「社会体育運営事業」までの3事業を追加するものでございます。

第3表 債務負担行為は、「生きがいデイサービスセンター指定管理料」から「学校給食センター（仮称）整備・管理運営費」の3事業を追加するものでございます。

第4表 地方債補正は、「道路橋りょう災害復旧事業

(災害復旧事業債)」から「借換債」までの5事業を追加するものでございます。

また、「県営整備推進事業(公共事業等債)」を廃止し、「芦刈保健福祉センター管理運営事業(公共施設等適正管理推進事業債)」から「保健福祉施設災害復旧事業(災害復旧事業債)」までの6事業を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第3款 民生費でございますが、障害者支援の介護給付費・訓練等給付費支給事業や子どものための特別教育・保育事業などを計上しております。

第4款 衛生費でございますが、新公立病院の用地造成設計業務のための費用や廃棄物中継センターに破砕機を設置するための電気設備費などを計上しております。

第6款 農林水産業費でございますが、農林水産業者の事業継続を支援する農林水産業継続応援給付金事業や令和2年7月豪雨で被災した畜産施設復旧への補助金などを計上しております。

第11款 災害復旧費では、令和2年7月の豪雨と9月の台風で被災した農業用施設や林業施設、市道、学校施設の復旧費用などを計上しております。

第12款 公債費では、平成28年度に借り入れた高利率の市債を借り換えるため、借入元金の残額を返済

する費用を計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましても、事務事業に伴う分担金及び負担金、国・県支出金、諸収入のほか、^{かりかえさい}借換債に伴う市債、市税、地方特例交付金、財産収入などを計上し、基金繰入金により財源調整をするものでございます。

次に、議案第 97 号 令和 2 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 23 万 8 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,334 万 5 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出では、税制改正に伴い、賦課業務機能等のシステム改修費の委託料を計上し、歳入では、一般会計繰入金を増額するものです。

次に、議案第 98 号 令和 2 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的収入及び支出の既定の予算に、それぞれ 87 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 3 億 592 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出につきましては、一般職の給与の改正及び手当等支給対象者の増に伴う人件費や松本浄水場管理棟の雨漏り修繕に伴う修繕費、受託工事費として消火栓設置に伴う工事

請負費の増額のほか、収支調整により予備費を減額するものでございます。

収益的収入につきましては、児童手当支給対象者の増による一般会計繰入金及び消火栓設置に伴う受託工事収益を増額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 772 万 6 千円を追加し、総額を 1,026 万 1 千円とし、資本的支出の既定の予算に 795 万 3 千円を追加し、総額を 8,602 万 8 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、資本的支出につきましては、県河川の河川改修に伴う水道管移設の工事請負費を増額するものでございます。

資本的収入につきましては、河川改修に伴う水道管移設補償費を増額するものでございます。

次に、議案第 99 号 令和 2 年度小城市病院事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的支出につきまして所要の増減を行っております。

増額の主なものにつきましては、外勤医師の謝金及び感染対策に係る経費を計上しております。

減額の主なものにつきましては、給与の改正に伴う給与費及び薬品費を減額し、予算総額の変更はなく 13 億 3,598 万 8 千円とするものでございます。

次に、議案第 100 号 令和 2 年度小城市下水道事業

会計補正予算（第2号）は、収益的収入の既定の予算から2,667万1千円を減額し、補正後の予算の総額を17億6,841万円9千円とし、収益的支出の既定の予算から2,228万7千円を減額し、補正後の予算の総額を15億2,959万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、長期前受金戻入^{れいにゅう}の変更による減額で、収益的支出は、減価償却費の減額でございます。

次に、資本的収入の既定の予算に7万7千円を追加し、総額を8億6,071万円とし、資本的支出の既定の予算に30万4千円を追加し、総額15億7,585万5千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的収入、資本的支出ともに、国道工事に関連した公共柵の移設工事を増額するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。